

建設業者の皆さんへ

令和3年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和3年4月より次のとおり改正します。

① 格付基準点数の改正について

登録業者の等級別格付の基準となる格付基準点数を、登録業者の数、施工能力、発注金額等のバランスを考慮して、下表のとおり改正します。

(格付基準点数)

工事種別 等級	改正			現行		
	A	B	C	A	B	C
土木一式工事	810以上	700以上～ 810未満	700未満	800以上	650以上～ 800未満	650未満
建築一式工事	現行通り	現行通り	—	750以上	750未満	—
水道施設工事	現行通り	現行通り	—	720以上	720未満	—
電気工事	現行通り	現行通り	—	750以上	750未満	—
舗装工事	現行通り	現行通り	—	700以上	700未満	—
その他の工事	現行通り	現行通り	—	650以上	650未満	—

② 請負契約書が改正になりますので、契約書作成の際は必ず条項末尾の(最終改正令和3(2021)年4月1日)の文字を確認してください。

○工事を施工しない日・時間帯の契約書への記載

工事を施工しない日・時間帯を定める場合は請負契約書(鑑)に明記する。

(請負契約書(鑑)が2種類になりますので契約に併せて作成してください。)

○監理技術者補佐の記載

○著しく短い工期の禁止を適用(第22条を追加)

③ 現場代理人の常駐義務の緩和措置適用期間の延長

「現場代理人の常駐義務緩和」について、令和元年台風19号に係る災害復旧工事の円滑な実施のため、令和3年3月31日までに発注する建設工事に適用するものとしていましたが、令和4年3月31日まで延長します。

適用時期について、令和3(2021)年4月1日から適用します。